明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令（総務八一）　一
〔告　示〕
○映像信号及び音声信号の圧縮手順及び送出手順を定める件の一部を改正する件（総務三六七）　二
○地震動警報情報及び地域の防災・安全情報の構成を定める件（同三六八）　五
〔人事異動〕
国税庁　国土交通省
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人農業環境技術研究所平成二十五事業年度財務諸表、独立行政法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量特別教習・環境計量特別教習（濃度関係）及び環境計量特別教習（騒音・振動関係）・一般計量教習、独立行政法人中小企業基盤整備機構入札、日本放送協会落札、日本弁護士連合会懲戒の処分関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○総務省令第八十一号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月二十一日

総務大臣　山本　早苗

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の七」を「第二十四条の九」に改める。

第二十四条の四の次に次の一条を加える。

（ＡＣ信号）

第二十四条の四の二　放送に関する付加情報のうち次に掲げるもの以外の情報は、ＡＣ信号により伝送してはならない。

一　変調波の伝送制御に関する付加情報

二　地震動警報情報

三　地域の防災又は安全に関する情報（前号に掲げるものを除く。別表第二十三号の二において「地域の防災・安全情報」という。）

2　ＡＣシンボルを生成するＡＣ信号の構成は、別表第二十三号の二に示すとおりとする。

3　一セグメント形式のＯＦＤＭフレーム又は三セグメント形式のＯＦＤＭフレームのセグメント番号０以外のセグメントには、地震動警報情報を伝送するためのＡＣ信号から生成されるＡＣシンボルは配置してはならない。

第二十四条の七中「、第十七条並びに第二十二条」を「及び第十七条」に改め、後段を削り、同条を第二十四条の九とし、第二十四条の六の次に次の二条を加える。

（音声信号の符号化）

第二十四条の七　音声信号のうちＰＥＳパケットによるものの符号化は、第五条第一項に規定するもののほか、線形予測符号化方式及び可変長符号化方式を組み合わせたものとし、その音声の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（音声信号）

第二十四条の八　第七条第一項の規定にかかわらず、音声信号のうちＰＥＳパケットによるものの標本化周波数は、三二kHz以上とする。

別表第二十三号の次に次の一表を加える。

別表第二十三号の二　ＡＣシンボルを生成するＡＣ信号の構成（第24条の４の２第２項関係）

ＡＣシンボルを生成するＡＣ信号の204ビットの符号割当ては、以下のとおりとする。

B_0	ＡＣシンボルのための復調基準信号
B_1～B_3	構成識別
B_4～B_{203}	変調波の伝送制御に関する付加情報、地震動警報情報又は地域の防災・安全情報

注１　ＡＣシンボルのための復調基準信号は、別表第十四号に示すW_iと同一の値をとるものとする。

２　構成識別は、変調波の伝送制御に関する付加情報を伝送する場合は000、010、011、100、101又は111とし、地震動警報情報又は地域の防災・安全情報を伝送する場合は001又は110とする。

３　地震動警報情報及び地域の防災・安全情報の構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。